

四日市市社会福祉大会顕彰要領

1. (表彰の趣旨)

四日市市社会福祉大会における顕彰については、社会福祉活動に永年にわたり功績のあった個人又は団体に対してこれを表彰し、または感謝の意を表するものとする。

2. (表彰等の種別及び基準)

(1) 四日市市長表彰

活動年数が25年以上である個人又は団体

(2) 四日市市長感謝

活動年数が20年以上である個人又は団体

(3) 四日市市長特別表彰

活動年数がおおむね3年以上で、特に福祉に対する功績が多である個人又は団体

(4) 四日市市社会福祉協議会会長表彰

活動年数が15年以上である個人又は団体

(5) 四日市市社会福祉協議会会長感謝

活動年数が10年以上である個人又は団体

(6) 三重県共同募金会四日市市共同募金委員会会長表彰

募金活動が特に顕著である個人又は団体

3. (功績の内容)

(1) 10年以上、地区社会福祉協議会又は、地区社会福祉協議会事業で地域福祉活動を実践し、特に功績のあった個人又は団体

(2) 10年以上、民間社会福祉施設で活動し、特に功績のあった個人又は団体

(3) 四日市市障害者福祉センター又は四日市市ボランティアセンターに登録し、10年以上活動している障害者団体又はボランティア団体で活動し、特に功績のあった個人又は団体。

(4) 共同募金、歳末たすけあい募金活動に奉仕し、その功績が特に優秀であった個人又は団体

(5) 上記2条、3条3号のボランティアの活動年数は別に下記の基準を定める。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
四日市市長表彰	20年	21年	22年	23年	24年	25年
四日市市長感謝	15年	16年	17年	18年	19年	20年
四日市市社会福祉協議会会長表彰	10年	11年	12年	13年	14年	15年
四日市市社会福祉協議会会長感謝	5年	6年	7年	8年	9年	10年

(6) 上記各号には該当しないが、その功績が特に抜群である個人又は団体

4. (表彰の方法)

(1) 「功績の内容(1)」の被表彰者の推薦については、各地区社会福祉協議会会長から、各地区市民センターを経由し、2名以内を推薦するものとする。

(2) 「功績の内容(2)、(3)」については、四日市市及び社会福祉団体等から四日市市社会福祉協議会へ直接推薦するものとする。

(3) 「功績の内容(4)」については、四日市市共同募金委員会から四日市市社会福祉協議会へ直接推薦するものとする。

(4) 被表彰者は、四日市市社会福祉協議会理事会において審査する。

(5) 原則として、四日市市長表彰及び感謝は、四日市市社会福祉協議会会長表彰又は感謝を過去に受賞した個人又は団体を対象とする。

附 則

1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

2 この要領は、平成24年7月1日から施行する。

3 この要領は、平成31年4月1日から施行する。